

栃木県国民健康保険運営方針（第 3 期）の 中間見直しについて

R8. 9. 28

栃木県保健福祉部健康長寿推進課

1 中間見直しの趣旨

- 平成30(2018)年度の制度改革以降、都道府県は市町村とともに国民健康保険（以下「国保」という。）の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は引き続き、資格管理や保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かな事業を担っている。
- また、都道府県は、国民健康保険法に基づき、都道府県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）を定めることとされている。
- 本県では、県と市町が一体となり、国保に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、安定的な財政運営並びに市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの運営方針（第3期）を定めているが、3年ごとに見直しをすることとなり、これまでの取組状況等を踏まえて、運営方針（第3期）の改定を行う。

< 国民健康保険法第82条の2 第1項 >

都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

< 国民健康保険法第82条の2 第6項 >

都道府県は、おおむね三年ごとに、第二項各号に掲げる事項（第三項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあっては、当該事項を含む。）について分析及び評価を行うよう努めるとともに、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営の確保及び当該都道府県の保険料の水準の平準化の推進その他国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図るため必要があると認めるときは、当該都道府県の都道府県国民健康保険運営方針を変更するものとする。

2 運営方針（第3期）の中間見直しの骨子（案）

- 運営方針（第3期）の中間見直しに当たっては、国が示す「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（以下「策定要領」という。）及び「保険料水準統一加速化プラン」の内容並びにこれまでの市町との協議内容や取組状況を踏まえ、追加又は変更が必要な事項を下表（案）のとおり整理の上、市町への意見照会等を経て、中間見直し素案を取りまとめていくこととしたい。

栃木県国民健康保険運営方針（第3期）	追加又は変更していく主な内容（案）
第1章 基本的事項 1 策定の趣旨 2 根拠規定 3 対象期間 4 策定年月	・現時点で追加又は変更の予定なし
第2章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し 1 被保険者数及び医療費の動向と将来の見通し 2 保険税水準及び収納状況 3 財政の状況と将来の見通し 4 財政収支の改善に係る基本的な考え方 5 赤字解消・削減の取組、目標年次等 6 保険者努力支援制度等の活用 7 栃木県国民健康保険財政安定化基金の運用	・各種統計データ等の更新 ・策定要領改定に合わせ、健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）により、本体基金分についても、令和9年度以降、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に取り崩すことが可能となることを追記
第3章 市町における保険税の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項 1 各市町の保険税の算定方法の状況 2 保険税水準の統一に向けた取組 3 納付金、標準保険料率の算定方法	・完全統一目標年度を令和15年度と設定 ・「医療費水準に応じた2号繰入金の活用」について、完全統一に向け、段階的な1号繰入金への移行を追記 ・各市町の保険税の算定方式について、令和8年度にすべての市町が3方式（所得割、均等割、平等割）に統一されたことを追記 ・「保険税水準の統一に向けた工程表」の見直し（新たな検討テーマの追加を含む）

栃木県国民健康保険運営方針（第3期）	追加又は変更していく主な内容（案）
第4章 市町における保険税の徴収の適正な実施に関する事項	・各種統計データ等の更新 ・策定要領改定に合わせ、従来の短期被保険者証が廃止となったこと、外国人被保険者に対しては制度理解促進も重要であること等に留意することを追記 ・令和6年度実績で17市町が収納率目標を達成しており、より高い収納率を目指すため、新たな収納率目標を設定（市町と調整中）
1 各市町における収納対策の状況 2 収納率目標の設定 3 収納率向上に向けた取組の推進	
第5章 市町における保険給付の適正な実施に関する事項	・各種統計データ等の更新 ・県は、広域的・専門的見地から必要があると認めるときは、市町から第三者の行為によって生じた保険給付の損害賠償請求に係る事務を受託することが可能となったため、県において第三者行為求償に係る事務処理規約を制定し、令和8年4月1日から施行したことを追記
1 現状 2 保険給付の適正化に向けた今後の取組方針	
第6章 国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持の推進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項	・各種統計データ等の更新 ・令和6年度に現データヘルス計画が開始されたことに伴い、県内共通の評価様式を作成したこと及び令和8年度に初めての中間評価を迎えたことを追記
1 現状 2 医療費の適正化に向けた今後の取組方針 3 栃木県医療費適正化計画との関係	
第7章 市町の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項	・各種統計データ等の更新 ・策定要領改定に合わせ、国保連への委託による市町事務の共同実施が有効な方策の一つとなるため、県と市町、国保連が定期的に意見交換できる場を設置し、市町の意向・要望、国保連の体制や考え方を踏まえた検討を行っていくことを追記
1 現状 2 標準的、広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組	
第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項	・現時点で追加又は変更の予定なし
1 保健医療サービス・福祉サービスとの連携 2 各種計画との整合性の確保	
第9章 第3章～第8章に掲げる事項の実施のために必要な関係市町相互間の連絡調整その他県が必要と認める事項	・現時点で追加又は変更の予定なし
1 栃木県国民健康保険運営協議会の運営 2 栃木県国保運営方針連携会議の運営 3 国民健康保険事業に係る検証	

3 運営方針中間見直しに向けたスケジュール

下表のとおり整理し、市町の意見を踏まえながら中間見直し作業を進め、県国民健康保険運営協議会の審議やパブリック・コメント等の意見を踏まえて決定していく。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国保運営協議会						● 9/28 第1回 (諮問)		● 第2回 素案協議			● 第3回 (答申)	運営方針改定・公表	
連携会議 (主管課長)		● 5/13 第1回	● 6/23 第2回			● 9/7 第3回 運営方針 (骨子案)	● 第4回 運営方針 (素案)			● 第5回 運営方針 (案)			
連携会議 分科会					● 8/25 財政運営 分科会	素案 意見照会	随時協議						
市町		● 5/22 市町村長会議 (挨拶事項)		● 市町長訪問 意見交換									
パブリック・コメント									1ヶ月				

4 【参考】現在の収納率目標値及び収納率について

現在の収納率目標値設定方法について

- 既存設定方法は、国の普通調整交付金の減額措置を避けるために、「国が設定した規模別の収納率+3%」として設定したもの。H30年の国保制度改革において減額規定は廃止されている。

県内収納率について

- 規模別（被保険者数）の目標値に対し、R6年度において17市町が目標値を達成している。
- 県内収納率は全体的に上昇傾向にあることに加え、R元年度は約10ポイントだった市町較差が、R4年度7.95ポイント、R5年度6.56ポイント、R6年度5.82ポイントと縮小されてきている。
- 収納率は上昇しているものの、他県も上昇していることから全国順位は下位となっている（R4年度45位、R5年度42位）。

現在の収納率目標及び達成状況（R6）

被保険者数	該当市町	目標 収納率(%)	目標達成 市町数
1万人未満	矢板市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 さくら市 高根沢町 那須烏山市 那珂川町 那須町	95%以上	10
1～5万人	足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 那須塩原市 下野市	94%以上	6
5～10万人		93%以上	—
10万人以上	宇都宮市	92%以上	1

5 【参考】国の動向

都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定の方角性

○ 令和8年度は都道府県が策定した国民健康保険運営方針の中間見直しの作業年度にあたるため、この間の状況の変化等を踏まえ、以下の項目について、都道府県国民健康保険運営方針策定要領の改定を行う。

項目	改定の方角性
赤字解消・削減	保険料水準の完全統一のためには各市町村の赤字の解消が必須であるため、その点も踏まえて、目標年次の前倒しについても、具体的な取組と併せて検討することを追記。
財政安定化基金	本体基金分について、令和9年度以降、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図るために必要があると認められる場合に取り崩し可能となることを追記。
保険料水準の統一	- 原則として、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度保険料算定）までに、全国の都道府県において「完全統一」を達成することとし、仮に、市町村間の保険料水準の乖離が著しいなど令和15年度保険料算定までの実現が困難な場合（※令和15年度保険料算定までの実現が困難な場合、その理由について、国に協議する）にも、令和17年度（令和18年度保険料算定）までに確実に「完全統一」を達成することを追記。 - 現行の国保運営方針の中間見直しにおいて、令和15年度保険料算定までの達成を原則として「完全統一」の目標年度を記載することを追記。
保険料の収納対策	短期被保険者証が廃止となったこと、外国人被保険者に対しては制度理解促進も重要であること等に留意することを追記。
医療費の適正化に向けた取組	都道府県は、市町村がデータヘルス計画を通じて効果的かつ効率的な保健事業を実施できるよう、国保連等と連携して支援する必要があること、県内市町村の健康課題の分析結果や共通の評価指標を含む健康づくり施策の方角性を示すとともに、保健事業の成果等について知見を収集・分析・評価し、県内市町村と共有する等の支援が重要であることを追記。
市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進	- 市町村における人手不足が深刻化していくことを踏まえ、都道府県が、市町村支援の重要性を認識した上で、取組の推進役となることを追記。 - 国保連への委託による市町村事務の共同実施が有効な方策の一つとなり、これを進めるために、都道府県と市町村、国保連が、定期的に意見交換できる場を設置し検討を進めることが考えられることを追記。

栃木県国保運営方針の策定体制について

